

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>1 鶴ヶ島市は、貧困に見舞われる市民にどのように手を差し伸べるのか。（60分）</p> <p>日本国憲法は、第25条第1項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」として国民が人間らしく生きる権利を持っていることを宣言し、第2項では「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と、その実現のために国に対して努力義務を課しています。これを受けて、地方自治法では第1条の2第1項で「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本と」するものであると規定しています。</p> <p>地方自治体は、議会と執行部が一体となって、日本国憲法と地方自治法の定める「人間らしく生きる権利」である「住民の福祉の増進」のためにこそ活動することが定められていると考えます。</p> <p>日本経済が停滞・後退している状況の下で、国民がおかれている生活実態・労働実態はどうなっているのでしょうか。</p> <p>2015年7月～9月期の総務省による「労働力調査」によれば、雇用者総数約5300万人の内、正規雇用者は3329万人に対して非正規雇用者が1971万人で非正規雇用者の比率は37.2%です。雇用が増えたと喧伝されますが、3年前の同時期と比べて雇用者総数は145万人増えましたが、内訳は正規雇用者が2万人、非正規雇用者が143万人です。労働力需要が増しているにもかかわらず、そのほとんどを非正規で賄おうとしています。非正規の低賃金雇用者が増える状況下では、働く人の収入も減り続けています。年金生活者も様々な口実を設けられて年金支給を減らされ続けて、生活が苦しくなっています。生活保護受給者も保護基準を下げられ、支給額が大幅に減らされています。こうした状況では、国内の家計消費が冷え込んだままで、商工業やサービス業も収入が増えず、休廃業する企業が急増しています。その一方で、国民健康保険料や医療、介護等の自己負担が引き上げられているのです。二人以上世帯で「貯蓄を保有していない」比率が2012年には26.0%であったものが2014年には30.4%へと大幅に増えているのは、人々の暮らしが苦しくなった端的な指標ではないでしょうか《「家計の金融行動に関する世論調査」（金融広報中央委員会）による》。</p> <p>このように、現在日本は、あらゆる年代が貧困の危機に見舞われています。</p> <p>鶴ヶ島市での状況はどうなっているのか、行政はどう把握し、どの</p>	<p>市長 教育委員会教育長</p>

ような手を差し伸べようとしているのでしょうか。また、昨年12月の市議会定例会で議決した鶴ヶ島市第5次総合計画（後期基本計画）に貧困にあえぐ市民に手を差し伸べる施策は盛り込まれているのでしょうか。

次に示す世帯構成のそれぞれのケースでの生活保護基準額をお示してください。

そして、その基準額以下の収入にとどまる世帯の実態についてどう把握しているのでしょうか。

基準額以下の収入の世帯には、どのような差し伸べる手があるのでしょうか。

鶴ヶ島市第5次総合計画（後期基本計画）のどの施策で対応するのでしょうか。

(1) 働く世代の場合

ア 単身世帯

雇用の非正規化は、若者の中での比率が50%に近い状態です。低収入・長時間労働が常態となっており、結婚どころかわが身1人を養うのがやっと、病気にでもなったら、一気に無収入へと追い込まれかねません。

イ 夫婦のみの世帯

結婚をしても子どもを産み育てる条件を見いだせず、あきらめる夫婦も多くいます。

ウ 夫婦と学齢期の子どもを抱える世帯

エ シングルマザー世帯

6人に1人は貧困、子どもの貧困率の上昇は、親の雇用問題が背景にあります。上記のような経済状況で子どもたちこそが深刻な影響を受けていると思いますが、保育の現場、小・中学校の現場からの声は届いていますか。

各地で、食事を摂ることもままならい子どもたちを対象にした「子ども食堂」が取り組まれています。貧困を次世代に連鎖させないという点で、子どもの貧困打開は待ったなしの課題です。13年に成立したいわゆる「こどもの貧困対策法」では、「貧困の状況にある子どもが健やかに育成される」環境整備や「教育の機会均等を図る」ことを目的に掲げ、子どもの貧困対策の総合的な策定、実施に対する国・地方自治体の責務な

どを明記しています。

(2) 高齢者世代の場合（夫婦のどちらかが65歳以上で子どもは40歳以上独身として）

ア 高齢者単身世帯

イ 高齢者夫婦世帯

ウ 高齢者夫婦と子ども世帯

エ 高齢者単身と子ども世帯

「下流老人」、「老人漂流社会」、「老後破産」。これが高齢者の貧困の実態を言い表す言葉として取り上げられています。

高齢者世代の貧困で共通して言えることは、年金支給額が生活保護費にも満たない世帯が多く、介護保険料を納めてもその利用の埒外に置かれている場合が多く、医療は保険料を納めても窓口払いの金がないためにとことん医者にかかることを我慢する高齢者がたくさんいます。また、同居の子どもが介護離職に追い込まれる例が多く、最悪の場合には、親子共倒れの危険を抱えていると思います。

(3) 障害者を抱える世帯の場合

ア 障害者単身世帯

イ 働く世代夫婦と学齢期の障害児の世帯

ウ 高齢夫婦と障害のある子どもの世帯

障害があることだけでも困難な生活を余儀なくされるのに、共同作業所などで働いても報酬はわずかな金額しか受けられません。また、高齢になった場合には医療、介護の面で大変な不安に見舞われることになるのではないのでしょうか。